

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年2月27日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	<p>前川 肇 香川県綾歌郡宇多津町2149番地1</p> <p>前川 國男 香川県坂出市元町二丁目6番9号</p> <p>前川 博美 神奈川県逗子市池子三丁目7番2号</p> <p>須崎 多津子 香川県坂出市元町三丁目2番20号</p> <p>中山 喜久美 香川県坂出市富士見町二丁目1番58号</p> <p>日本マクドナルドホールディングス株式会社 代表取締役 サラ・エル・カサノバ 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号</p>																						
大規模小売店舗の名称及び所在地	<p>TSUTAYA宇多津店 綾歌郡宇多津町浜三番丁21番地2 外12筆</p>																						
変更した事項	<p>1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 1,959.30㎡ (変更後) 1,977.30㎡ ※届出対象面積以下の変更</p> <p>2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数 (変更前)</p> <table border="1" data-bbox="555 1352 1417 1487"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場（図面3-1 建物配置図及び1階平面図）</td> <td>100台</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>100台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1" data-bbox="555 1543 1417 1722"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場①（図面3-2 建物配置図及び1階平面図）</td> <td>100台</td> </tr> <tr> <td>駐車場②（図面3-2 建物配置図及び1階平面図）</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>110台</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 駐輪場の位置及び収容台数 (変更前)</p> <table border="1" data-bbox="555 1823 1417 2002"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>収容台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐輪場①（図面3-1 建物配置図及び1階平面図）</td> <td>30台</td> </tr> <tr> <td>駐輪場②（図面3-1 建物配置図及び1階平面図）</td> <td>30台</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>60台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更後)</p>	位 置	収容台数	駐車場（図面3-1 建物配置図及び1階平面図）	100台	合 計	100台	位 置	収容台数	駐車場①（図面3-2 建物配置図及び1階平面図）	100台	駐車場②（図面3-2 建物配置図及び1階平面図）	10台	合 計	110台	位 置	収容台数	駐輪場①（図面3-1 建物配置図及び1階平面図）	30台	駐輪場②（図面3-1 建物配置図及び1階平面図）	30台	合 計	60台
位 置	収容台数																						
駐車場（図面3-1 建物配置図及び1階平面図）	100台																						
合 計	100台																						
位 置	収容台数																						
駐車場①（図面3-2 建物配置図及び1階平面図）	100台																						
駐車場②（図面3-2 建物配置図及び1階平面図）	10台																						
合 計	110台																						
位 置	収容台数																						
駐輪場①（図面3-1 建物配置図及び1階平面図）	30台																						
駐輪場②（図面3-1 建物配置図及び1階平面図）	30台																						
合 計	60台																						

位 置	収容台数
駐輪場①（図面3-2 建物配置図及び1階平面図）	30台
駐輪場②（図面3-2 建物配置図及び1階平面図）	30台
合 計	60台

※台数の変更はありません。

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	午前10時00分	翌午前1時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	午前10時00分	翌午前1時00分
日本マクドナルドホールディングス株式会社	午前0時00分	翌午前0時00分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前9時30分～翌午前1時30分

(変更後)

午前9時30分～翌午前1時30分 (一部24時間)

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位置 図面3-1 建物配置図及び1階平面図
駐車場	4カ所	入口①、出口②、出入口③、出入口④
合計	4カ所	—

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位置 図面3-2 建物配置図及び1階平面図
駐車場①	4カ所	入口①、出口②、出入口③、出入口④
駐車場②	4カ所	入口⑤、出口⑥、入口⑦、出口⑧
合計	8カ所	—

※「添付図面」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。

変更年月日	1及び3の変更：平成27年2月12日 2の変更：平成27年9月30日
変更理由	営業主體の変更に伴い、施設レイアウトの変更を行うため。

2 届出年月日

平成27年1月29日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課 及び 宇多津町まちづくり課
縦覧期間	平成27年2月27日から平成27年6月27日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年6月27日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ